

第百八十六回国
参議院
文教科学委员会
會議録第十一号

平成二十六年四月二十二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十七日

辞任

磯崎 哲史君

新妻 秀規君

中山 恭子君

四月十八日

辞任

山口那津男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

補欠選任

櫻井 充君

山口那津男君

藤巻 健史君

補欠選任

新妻 秀規君

丸山 和也君

石井 浩郎君

二之湯武史君

大島九州男君

松沢 成文君

上野 通子君

衛藤 晟一君

中曾根弘文君

橋本 聖子君

堀内 恒夫君

水落 敏栄君

石橋 通宏君

斎藤 嘉隆君

櫻井 充君

那谷屋正義君

新妻 秀規君

矢倉 克夫君

田村 智子君

藤巻 健史君

事務局側

柴田 巧君

常任委員会専門員

美濃部寿彦君

参考人

一般社団法人日本出版者協議会

会長 高須 次郎君

株式会社緑風出版代表取締役

公益社団法人日本漫画家協会

専修大学文学部教授

株式会社出版デジタル機構取締役会長

植村 八潮君

幸森 軍也君

本日の会議に付した案件

○著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(丸山和也君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十七日、磯崎哲史君及び中山恭子君が委員を辞任され、その補欠として櫻井充君及び藤巻健史君が選任されました。

○委員長(丸山和也君) 著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案の審査のため、参考人として一般社団法人日本出版者協議会会長・株式会社緑風出版代表取締役高須次郎君、公益社団法人日本漫画家協会著作権部員幸森軍也君及び専修大学文学部教授・株式会社出版デジタル機構取締役会長植村八潮君の三名の方に御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言御挨拶申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

参考人の皆様には忌憚のない御意見をお述べいただきまして、本案の審査の参考にさせていただきます。また、本日の会議の進め方でございますが、まず、高須参考人、幸森参考人、植村参考人の順で一人十五分程度で御意見を述べいただき、その後、各委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、参考人、委員とも御発言は着席のままです。それでは、まず高須参考人から御意見をお述べいただきます。高須参考人。

○参考人(高須次郎君) 一般社団法人日本出版者協議会の高須でございます。

一般社団法人日本出版者協議会は、著作物の再販制度や言論、出版の自由の擁護、取引条件の改善などを目的に、一九七八年に結成された出版流通対策協議会を前身とする出版業界団体です。専ら人文社会科学、自然科学などの学術専門書、教養書など、少量出版物を発行する中小零細出版社九十五社で構成されております。出版者への権利付与につきましては、紙と電子の一体的な総合出版権を提言している超党派の電子書籍と出版文化の振興に関する議員連盟の議連案を支持してまいりました。

出版者への権利付与は、電子出版への対応と海賊版対策を目的に、著作権分科会出版関連小委員会で検討されてきましたが、現在審議されている著作権法の一部を改正する法律案は、出版者の電子出版への対応を可能とし、紙の出版物にも再許諾が認められるなどの歴史的側面の一方で、後で述べますような不十分な点があると考えております。

出版協が二〇一〇年に行った電子書籍会員アンケートによると、DTPで自社製作している社が六五%、最終組み版データを自社で所有している社が八五%となっております。中小零細出版社においては、電子出版の環境は基本的に整っていると云えます。

実は、電子出版をちゅうちよさせている理由は別のところにあります。

第一は、出版者への電子出版権の付与などの著作権法の未整備でしたが、これにつきましては、今回の改正で問題点を含みながら実現しようとしております。

第二に、電子書籍の価格の問題があります。

公正取引委員会は、紙の出版物は再販商品、オンライン系電子書籍は非再販商品、パッケージ系電子書籍も非再販商品であるという見解で、行政指導を行っております。同一出版物をパッケージ系電子書籍で発行すると非再販商品とされ、買いたたかれ値引き販売されるので、出版社は積極的に出版しようとはしません。また、電子配信業者が電子書籍の安売りをすると紙の出版物の売行きに大きく影響いたします。したがって、出版者としては、電子出版物についても何らかの価格決定権を自ら保持しないと出版経営が成り立たなくなる現実があり、この点への懸念が電子出版へのブレーキとなっております。早急に文化政策の観点から、フランスで成立した電子書籍の価格維持法のような法整備が求められていると思います。

今回の法改正の契機ともなった二〇〇九年のグーグルブック検索と解問題の際には、日本で市販されている出版物の九〇%以上がリスト化され、一〇%以上が無断でデジタル化されていたと言われております。今はもっと進んでおります。

電子出版物は、紙の校了データの無い場合でも、紙の出版物からのスキニングによって作ることが出来ます。また、例えばアマゾンは一「なか見！検索」サービスに協力している出版者の出版物をデジタル化し、さらには紙の出版のデータを提出するよう出版社に求めるなど、電子配信の加速を整えています。公衆送信目的の複製は既に合法、非合法の形で進行しています。

こうした現実があるにもかかわらず、改正案は、公衆送信目的の複製に対する出版権者の専有が盛り込まれておりません。

出版者は、企画から多大の労力と経費を掛け出版した紙の本を、初期投資をせずに紙の出版データのスキニングや二次加工するだけの巨大電子配信業者に奪われるのではないかと恐れています。大部分が中小零細企業である出版者が、印税等の経済面での条件で巨大電子配信業者と競争することは極めて困難と言えます。

しかも、紙の書籍が再販商品で電子書籍が非再販という現実の中では、出版者が紙と電子の出版権を保持できない場合、価格決定権を失い、値引き競争に巻き込まれ、紙の出版もままならず、経営危機に陥るのは火を見るよりも明らかです。

以上の理由から、出版者が一体的に紙と電子の出版権を得、再許諾を通じて電子配信業者に配信してもらうことが出版者としては不可欠です。

改正案は、著作物の複製物を用いて公衆送信行為を行うことを引き受ける者に対し出版権を設定できることになっています。これは単に、公衆送信行為を引き受ける者が誰でも第二号出版権者になれることを条文上は意味し、出版者への権利付与という本来の趣旨とは異なります。電子配信業者が企画から編集制作、広告販売に至るまでを担う出版者として登場、参入してくることは歓迎いたします。しかし、出版者は外国の巨大配信業者がこの規定を用いて紙の出版物の刈取りをすることを恐れております。

したがって、改正案の出版権の設定は、紙の出版並びに電子出版を引き受ける出版者に対して一

体的に出版権を設定するよう修正するよう要望をいたします。

「出版ニュース」の二〇一二年十月上旬号で、前文化庁次長の吉田大輔氏は、現行とほぼ同じ出版権制度は一九三四年に法制化されたが、立法当時、無断出版や競合出版に対して先行出版者の利益をどのように確保するかという議論が高まっており、制度導入時の立法作業担当者も、その趣旨をどのような方法で実現するかについて様々な案を検討をしたようであると指摘しております。この設定出版権の理念に沿って、紙の出版物を初めて世に出した出版者には、電子出版権についての一定の優先権を付与するなどの措置を講じていたのだと思います。

次に、海賊版対策のために出版者への権利付与が急務となったのは、先に触れましたグーグルブック検索問題が契機ですが、このとき、日本の出版者は、現行法では和解案の法的な当事者になれないという問題が発生し、組織的対応に苦慮いたしました。今回の法案で、再許諾を含めて改正が行われることは評価いたします。

しかし、日本においてグーグルブック検索問題のようなことが起きた場合、第一号出版権のみの出版者は当事者となれません。海賊版対策は、出版者が第一号出版権並びに第二号出版権の両方を持たない限り差止め請求などができず、海賊版対策としては不十分です。

海賊版のほとんどが紙の出版物からのデジタル海賊版であり、紙の版面には版面権もない現状を踏まえ、紙の権利のみでも違法デジタルスキランに対抗できなければ、法改正の目的である海賊版対策に不備があると言わざるを得ません。第一号出版権のみの出版者も海賊版対策が可能となるよう、この点の法案の修正を求めます。

出版社の大部分は従業員が五十人以下の出版社であり、新刊書籍の大半を発行しており、とりわけ学術専門書にその傾向が顕著です。先見性と専門知識を持った優秀かつ職人的な編集者がそうした出版活動を担っており、知の伝達と継承が行わ

れております。ところが、そうした出版社が長期にわたる出版不況の中で我慢の限界を超え、倒産、廃業が続いております。

参議院におかれましては、今申し上げました法案の修正点、疑問点、私ども出版協が三月に出した改正案の修正を求める声明等を御検討いただき、今回の法改正が、真に出版のルネサンスのエンジンとなることを願い、私の意見といたします。

以上でございます。

○委員長(丸山和也君) ありがとうございます。次に、幸森参考人、お願いいたします。幸森参考人。

○参考人(幸森軍也君) 日本漫画家協会著作権部員の幸森軍也でございます。よろしくお願いいたします。

この度は、日本漫画家協会に発言の機会を与えていただき大変感謝をいたします。

過去において、漫画は読み捨てておくべき低俗なものとの認識で一顧だにされてまいりませんでした。現行著作権法の条文の中にも漫画という単語は全く書かれておりません。しかし、現在、漫画雑誌のタイトル数は年間約三百タイトル、約五億部出ております。漫画単行本は約一万三千作品、約四億部という膨大な作品が毎年のように生み出されております。現在、国内の雑誌、単行本などの出版物の約四分の一が漫画でございます。

海外におきましても、漫画やアニメは日本の文化を紹介する重要なコンテンツであり、近隣の東南アジアはもちろん、フランス、イタリア、スペインなどの欧州、そしてメキシコやブラジルなど地球の裏側にまで広がって、多くの人々に受け入れられております。

まあ、これを嘆かわしい事態と感じるか、すばらしいと感じるかはそのそれぞれでございます。漫画は日本の文化の一部であり、世界に日本の文化を発信しているのは事実と言えます。これほどまでに漫画が大量に発行されて、国民に

愛されている国は世界にも類はございません。

先ほど申し上げた、全出版物の中に漫画が占める割合が約四分の一であるということは紙の出版物のことでございまして、電子出版となると更に割合は増えるものと存じます。このように、現在流通しているだけで漫画の出版は膨大な数に上ります。過去からの蓄積分も含めるとどれほどの量となりますでしょうか。本来はこれを集中管理する機関の設立も急がれております。

絵と文字から成る漫画表現は、大変理解がしやすく、紙の本と同様に電子書籍でも多くの人に受け入れられると同時に、電子化による流通の簡便さのために海外でもいち早く広まってまいりました。

ところが、海外で流通する漫画の大部分は著作者の許諾がない、いわゆる海賊版でございます。海賊版の取締りを行わなければならない、それは間違いないと思います。この点について、これまで文化審議会などを通じてどのように対策をしていくのかが議論されてまいりました。けれども、国内の現行著作権法を改正して、出版者に何らかの権利を付与しても、世界に対して有効かどうか。また、侵害を発見するたびに国際裁判を何件も起こすのは、訴訟のための手間や費用や実態調査や損害額認定、そしてスピード面などでも大変困難なことと存じます。

今回の法整備によっても全ての海賊版を撲滅することは難しいですが、今回の法整備を契機として、新たに出版者が可能となるインターネット上の海賊版対策はもちろんのこと、海外での海賊版対策についても前向きな取組が行われるようになることを期待しております。

漫画の場合は、一つの作品が、出版のみならず映像化やキャラクター商品、そして本件のような電子化、海外に対して翻訳出版など、マルチに展開してまいります。

従来は出版社は紙の本を日本全国にあまねく頒布することを目的に特化しており、そのおかげで廉価で高品質な雑誌、書籍を容易に手に入れるこ

とができました。そういう意味では、出版社にとつて紙の本を印刷、頒布すること以外は本質的な業務でないのかもしれない。けれども、契約上は、その本質的でない業務、すなわち映像化や商品化、海外出版許諾、電子化までもを著作権者に対して権利を預けるよう契約を迫ります。

日本には、御案内のとおり大小三千七百社もの出版社があり、自社で電子配信をしない、できない、配信するつもりもない出版者もたくさんございます。それらが一緒に著作権者に対して電子出版権を排他独占的に預けるように迫ることというのは、著作権者としては到底理解ができません。

漫画家は著作者であり、創作した著作物の掲載する権利を出版者に許諾することが著作権法の考え方でございますけれども、実際はそんなに偉そうなおことはありません。

漫画家は小説家などと比べて若い年齢でデビューする例も多く、甚だしい場合には中学生や高校生のプロの漫画家というのもおります。一般的な社会経験や社会常識がないままプロの漫画家になることもまれなことではございません。この場合、社会に対する唯一の窓口が出版社でございます。このような新人の漫画家や売れていない漫画家が出版者に対して著作者然としてもし振る舞うようなことがあれば、仕事の依頼がたちまち途切れ、収入が絶たれてしまいます。つまり、どのような契約内容であろうと、出版社の言いなりで署名捺印をするほかございません。著作権の保護があつても、多くの漫画家は出版者から仕事をもらう下請に近い状態でございます。

今回の法整備において今以上の権利を出版者が得たときに、著しく公平性を欠くことになったり、弱い立場の漫画家が更に弱くなることを正直大変危惧しております。

漫画という日本文化を世界に紹介し、より広く流通させるためには、漫画の利用方法を熟知しているそれぞれの流通に関わる企業が分担して行うことが必要だと考えます。既存の出版者に著作権者の持つ全ての権利を委託することで実現できるわけ

けではないと思います。

これは電子書籍の配信も同じでございます。自ら電子書籍の配信を行うつもりがない出版者に権利を預けることは、著作物を死蔵させることにほかなりません。しかし、もし権利を預けるべく契約を結ばねばならないのならば、契約内容に沿った業務を出版者が一定期間内に必ず遂行するよう義務付けることが公平な契約と存じます。

ただ、そうは申ししても、漫画はこれまで出版者と二人三脚で発展してまいりました。漫画家にとつて出版者はなくてはならないパートナーだと考えております。既存の出版者が電子書籍の配信を積極的に進めるならば、漫画家と出版者はお互いそれぞれ力を合わせて、より良い文化発展のために尽くすことが可能となるでしょう。

このことから、今回の法整備をきつかけとして、著作者と出版者のどちらかにとつて一方的ではない公平な契約を結ぶ慣行を構築できるよう双方が努力し、日本の出版文化の発展と電子書籍の促進に役立つことができるようになることを切に望んでおります。

以上、日本漫画家協会から申し上げます。いただきました。ありがとうございます。

○委員長(丸山和也君) ありがとうございます。では次に、植村参考人、お願いいたします。植村参考人。

○参考人(植村八潮君) 御紹介にあずかりました植村八潮です。

八〇年代から電子出版、電子書籍に興味を持って研究しております。その縁もありまして、現在は専修大学文学部人文・ジャーナリズム学科の教授であるとともに、株式会社出版デジタル機構の取締役会長も務めております。

印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会、いわゆる中川勉強会にも参加させていただいております。このような関係から、電子書籍市場の現状や法改正が目的とします健全な市場形成についてどのように考えるのか、御質問を承るべく

お呼びいただいたのかと思っております。このような機会をいただきましたことにお礼を申し上げます。と思います。

さて、健全な電子書籍市場の形成とインターネット上の海賊版対策を趣旨として、このほどの出版権の整備等を目的とした著作権法の改正が行われる見通しとなりましたことは、ここに至る経緯も含めて大変意義深いことと考えております。とりわけ、実際の法案作成に際しまして、文化審議会著作権分科会出版関連小委員会におかれましては、多岐にわたる利害関係人の意見を調整いただき、このような成案に集約いただきました。このことのすばらしい成果に、まず関係者の御尽力に感謝申し上げます。

また、平成二十四年からは、超党派の国会議員、作家、出版関係者などから成る印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会、中川勉強会が出版者への権利付与について問題提起を行い、電子書籍と出版文化の振興に関する議員連盟に引き継ぎながら議論をリードし、世論形成や合意形成を図っていただきました。これがもう一つの複線となりまして、ともすればなかなか見えにくい法改正のプロセスが大変分かりやすい形で進んだと受け取っております。超党派の国会議員により著作権者や出版事業者、関係者という国民の声を拾い上げる形で法改正が進んだということは、まさに議会制民主主義における立法の大変理想的な形によって成し得たことと考えております。ここに改めて敬意を表させていただきます。

これからは、紙の書籍出版に加えて電子出版が普及する時代になります。それは、電子書籍という新たな市場創出という点だけではなく、従来の紙の書籍の価値を増す形での電子の役割や、両方が合わさることでの読者にとつての利便性の向上などが図られるわけです。出版メディア産業の新しい形がより一層魅力を増す時代になるのだと思います。その魅力ある分野に対して、若い人たちが始めとして新しい人材が参加されてくると、そういうような分野に向かって新たな道を切った

のかなと思っております。

このような時代をすぐにでもつくるためにも法改正の意義はとても大きく、それを受けて出版関係者の果たすべき役割も大きいと考えています。そこには当事者間の信頼関係に基づく契約がとても重要になります。法改正の議論を進める中で、様々な課題や問題点も明らかになったと思います。

一つには、著作権者と出版者の間におけるある種の意見対立とも受け取れる点もありました。確かに三千七百社とも言われる数多くの出版社があり、多くの人が働く中で、ともすれば不信任を募らせる行為もあったかとは思いますが、私は、著作権者と出版者には基本的には、そして今もまた揺るぎない信頼関係があると思っております。そして、その変わらぬ信頼関係があるからこそ議論の積み重ねができたと思っております。その上で、潜在化していた個々の取引における問題が議論の積み重ねの中で顕在化し、話し合われたことがとても重要なことだと思っております。

今や出版者は、海外事業者を中心とした企業との間で極めて細部にわたり規定した契約が存在する時代です。当然出版者も著作者と契約をしている時代です。口頭で済んだある意味牧歌的とも言えるよき時代は終わりを遂げつつあるわけで、信頼関係に基づく契約が重要と先ほど申しましたが、それは取りも直さず契約に基づく信頼関係の構築が求められるということも意味しております。

そこで、法改正が注目されたそもそものという点に、述べておきたいと思えます。出版は、各国の母語に依存した文字表現メディアです。当然各国の文化や歴史に依拠します。そして、最も長い間この文化を支える産業として出版があります。グーテンベルクの印刷技術の発明以来という意味では、六百年にわたり技術革新や産業改革や知識や知恵の伝達を果たしてきました。当然、この日本文化風土を背景に数多くの出版

社が多様な活動をし、全国に多くの書店が小売業を営み、著作者の自由で多様な言論活動を支えるという、この著者と読者をつなげてまいるという日本の文化風土を背景とした営みが長く行われてきているわけです。

これまでは創作から出版、流通、小売、そして読者による購読、読書活動まで、全てがとっていいほど日本人により構築され、その大半が読者の購入によって支えられているという大変幸せなシステムでした。毎年国立国会図書館に納本される本はおよそ十一万点と聞いておりますが、そのうちの八万点は出版活動によって生み出されています。残りの三万点はおよそ行政資料と自費出版と聞いておりますが、つまりはほとんど、ほとんどの本が、実は私たち国民、読者が買ったお金によって出版されています。書店の経営も、取次ぎにおける流通も、そして出版活動も、そして著者権者への印税という形で支払も含めて、それは全て読者の投資によって支えられているわけです。これは本当にすばらしいシステムだと私は思っています。

ただ、このような母国語に守られた、つまりある種、言語の壁というのが存在して長くわたってききましたが、他の産業を見れば、既にグローバル化の時代を迎える中で様々な産業育成策というのが必要になる時代を迎えていたわけですが、実は出版産業に限って言えば、ある意味、国による特段の産業育成策がなくとも、日本語という壁の存在で日本国内での国民による事業が成立してきただけです。

まさにインターネットはこの壁を壊しました。日本語の出版もグローバル化の波に洗われる時代になったのです。このことを明確にしましたのが二〇〇九年におけるグーグルブックサーチの和解訴訟だったと思います。このことが明らかにになり、まさに一私企業によって世界中の本が検索対象となり、場合によっては中身がのぞけるようになるというようなことは、それは世界中の著作権者並びに出版者、出版業を営む人々に震撼とさせ

た事態となりました。

これを受けてヨーロッパではヨーロッパという、ある種パブリックセクターによる事業が始まっておりまして。一方、もちろんアメリカ国内でもこれに対する反対がプライベートセクターから大きな声が上がっており、結果的にこの和解訴訟そのものは認められなかったという形にはなっています。まさにこれを機に日本の出版活動も国際化を迎えました。

私は、よく二〇一〇年を電子書籍元年といいますが、私自身はそれよりはるかに重要なのがこの二〇〇九年、まさに日本の出版の国際化元年、このことの方がはるかに今日の出版に多大なる影響を与えた年だったのではないのでしょうか。これを受けまして、総務省、経済産業省、文部科学省三省によるデジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会、いわゆる三省デジタル懇談会が翌年始まったということは、まさにこの背景の下にあったというのが私の理解です。

日本の出版産業の特徴、繰り返しますが、大手から中小、多様な出版活動が水平分業的に行われている、決して一私企業の垂直統合ではなく、多様な人々の参加により営まれていた、まさにこれは三省デジタル懇談会の報告書の中にある日本型出版産業の大変すばらしい点だったという指摘があります。そして、これを今後デジタルネットワークの時代にどのようなふうにつないでいくのか、これを受けまして経済産業省、総務省、文部科学省はそれぞれの事業をしていただき、その一つが文化庁による電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議、まさに今日に至る著作権法改正の議論の始まりだったわけです。

また、私自身は、経済産業省、総務省の間わりの中で、まさに日本的な電子書籍流通基盤がまだまでき上がっていない、脆弱である、出版活動ができ上がる中で電子書籍流通基盤をいかにつくるかというアイデアの一つとして、結果として、まさに株式会社出版デジタル機構を関係者の御尽

力できくり出したことに、そのことにも関わらせていただきました。

その意味で、まさに、もう一度、元、返りますと、今回の新たな制度設計、その制度設計に基づきまして、今後は関係者の手により運用が重要な役割を果たす段階になったと思っております。先ほど申しましたように、いろんな御意見もありますが、基本は、今回の改正は紙と電子の一体設定を想定していただいたということは、まさにここ出版者と著作者の信頼関係を基礎に、あるいは出版者の今後の活動にも期待をいただいたというふうに考えております。

私ども、ここで出版デジタル機構の立場で申し上げれば、出版者と著作者の信頼関係を基礎にして、積極的に期待に応えるべく活動をしていきたいと。まさに各著作権者と出版者の契約の在り方、実効性の上で、電子書籍事業の活性化と新しい読書文化の構築に向けて、まさに出版社を始めとする関係各社の皆様の御協力があったこそですので、その協力の下に全力を尽くしていきたいと思っております。

さて、もう少しの時間で、もう一つの肩書というんでしょうか、電子書籍の研究者ということ、少し未来の絵というか、大きな絵をやはりもう一度確認しておきたいと思っております。

この二〇一〇年代以降の議論の中で常に問われているのは、まさに未来にどのような大きな絵を描くかということで、度々キーワードとしているのがナショナルアーカイブであり、そのナショナルアーカイブをどうつくるかということの方策として、例えばオーファンワークスへの対策が考えられました。契約をしつかりやるということ、今後オーファンワークスを生み出していかないということですが、既にあるオーファンワークスをもとにまさに市場に投入できるのか、あるいは文化発展に寄与するかどうかとも今後考えていただきたことだとは思っています。

インターネット時代に代表されるデジタルネットワークと出版活動のデジタル化、まさに急速に

拡大する中で、まさに日本が世界に誇るべき豊かで多様な出版・活字文化を守り育て、新しい時代にふさわしい発展をさせていく、その未来に向けた一つのこれからの仕事というのが、まさに国家のお力もいたしながら、関係者、民間が働いていくという、このより良い関係というのを今後とも継続できればと思っています。

まさに今回の著作権法改正、間もなくこれが決まっていくかとは思っていますが、これはゴールではなくスタートだと私は理解しています。まさにここから始めなくてはなりません。今回がファーストステップであるならば、まさにセカンドステップ、サードステップの次のステップに向けてナショナルアーカイブス、そして、場合によっては電子書籍のアクセシビリティとか様々な可能性が問われています。この実現に向けて、今後とも御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○委員長(丸山和也君) ありがとうございます。

以上で参考人の皆様からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○二之湯武史君 自民党の二之湯でございます。今日は、三人の参考人の先生方、お忙しい中、この参議院の文教委員会にお越しをいただきましてどうもありがとうございます。

時間が限られていますので、早速質問させていただきます。

今回の法改正の大きな柱といえますか、一つは電子書籍、こういったものをどういうふうに関内に更に育成していくか、そのときにおける制度設計並びにやはり昨今大きな問題となっている海賊版対策の問題、その二つに集約されるかというふうに考えるんですが。

植村参考人にお伺いしたいんですが、今のお話、非常に大枠として私も大変賛同するお話

○参考人(植村八潮君) 御質問ありがとうございます。

まさに、出版を引き受け、企画、編集等を通じて出版物を作成し、世に伝播する、まさにこれが出版者の役割だとしますと、実は、もちろん著作権法の中で出版というのを限定的に定義しているというの、これは法の在り方として理解できると思いますが、そもそもメディアの発展を考えれば、メディア概念は常に変わり続けています。一例を挙げれば、私どもは携帯と言いますが、これは何も、今の若い人にとってはほとんど会話しない機械であって、それは世の中につながつて、多量の文字を読み、情報を発信し、エンターテインメントを使うものとして携帯と言っています。決して電話ではないです。

同じように、何かパブリッシュするという役割は今後広く広まっていきまして、それは紙か電子かとかではなく、紙も電子もという構造で実は産業構造ができ上るのは当然の流れだと思えます。それを両方併せ持つから強い力になるんであつて、ここは紙だけだよ、これは電子だけだよ、というような分け方そのものは、そもそも民間とか読者とかユーザーと言われる人たちが受け入れられるわけがないですね。全て決めるのは、別に上から決めるわけではなくて、実はそれを利用して人々があつての世界ですから、私はそういう区別は一切必要ないと思っています。

○二之湯武史君　もう一回ちよつと分かりやすくお伺いしたいんですけど、例えば政策的な観点でいいますと、今例えばクール・ジャパンとか等々

そういった意味で、実効性を持って、今おっしゃったようなメディア文化の育成であるとか時代の変化、それはもう私も大きな意味では当然そ

ういうふうになっていくんだらうというのはよく理解はできるんですが、そこで事業を営む一事業者という観点に立てば、そういった大きな中で実際どういうふう to 実効性を上げていつてそれぞれの出版文化なりというものを守っていくかという観点でいいますと、やはりどのようにしていわゆる海賊版を取り締まっていくか、その実効性を上げていくかということが私はこの法改正での大きな目的の一つなんじゃないかなというふうに考えているんです。

そういつた意味で、今回の法改正において、植村さんが御覧になつて問題はないのか、実効性をしっかりと上げていけるのかと、その辺についてちよつともう一度お伺いしたいと思います。

○参考人(植村八潮君) 私も当初は出版者における著作隣接権という議論から入りましたが、やはり多くの著作権者の方との議論の中で、そうではなく、出版権ともう一つ電子出版権と一体型の法制度をつくっていただいたということで、結構だと思っています。

そして、これはもう出版者はちゃんと契約を
して、今後海賊版を取り締まるというまさにツール
を得たわけですから、その道具をもってまさに海
賊版を退治していただくかなきやいけないと思いま
す。そのためには、ちゃんとした契約があつてそ
の道具が生かされるわけですから。ただ、一出版
者だけがやれるかという問題ではありませんの
で、これに關しましてはやはり国の何らかの対

○二之湯武史君　　ありがとうございます。

それと、これは皆さんにお伺いをしたいと思つてゐるんですけれども、要は再販制度の問題で、紙と電子が今ばらばらであるということでしょうと、紙メディアが値段が崩れない、一方で電子メディアの方が崩れる可能性がある、こういうふうになつたときに、これも紙対電子という、そういうような話にはしたくないんですけれども、やはりそういう意味で産業の基盤として不公平感が出てくるんじゃないかといううな、そういううなお話もありますけれども、この辺についてそれぞれ簡潔にお話をいただければと思ひます。

○委員長（丸山和也君）　じゃ、高須参考人から。
○参考人（高須次郎君）　ありがとうございます。

この問題は、基本的には、今の出版社は、先ほど中小出版社は非常にDTP化率が非常に高いと。今はほとんど九〇%ぐらいまでやっているわけですね。つまり、私の机とか隣の机のデスクトップのところで、もう全部、紙用のデータと今度はそれを電子化するデータはデータ作成の方法を変えれば、PDF版なんかはその場ですぐできるわけです。

そういうふうな現状がありますので、同じ出版物について、片方が仮に千円だとしますね、電子的方については、これを出版社としては紙に余り影響しないような形でどう安く価格設定をしていくかと、こういうことで両方のニーズに対応していこうというふうに考えているわけです。

ところが、この価格決定権が非再販ということ
で奪われてしまうと、とんでもないディスカウン
トが始まるわけですね。そうすると、同一出版物
についての紙の方の売行きが全然落ちてきちゃう
と。そうすると、出版社としては、基本的に編集

○参考人(幸森軍也君) 再販制度というのが電子に適用しやすいものなのかどうなのかという、著者の収入面で考えますと、これまで紙のものというのは、要するに定価掛ける発行部数掛ける印税率というような形で書籍に関してはいただいていたわけですけれども、電子の場合は、実売、ダウンロード数に応じてなってくるわけです。

〔委員長退席、理事石井浩郎君着席〕

例えば、一年間掛けて書いた作品が「ダウンスロード」しかされなかったということであれば、要するに非常に生活が安定しないわけですから、そういう形ではなくてもっと違う形の計算方法というのを考える中においては、それほど再販制度にこだわるということではなくて、もう少し考えた方がいいたかというふうには思います。

以上です。

○参考人(植村八潮君) 御指摘のとおり、紙の再販制度があり、電子の非再販になっているということに関する問題点は、現状においては確かに内在されていると思います。

ただ、ビジネスをやる場合におきましては、その枠組みの中でむしろできることもあるというふうに取りあえず私は考えています。現に新聞はその両者をセット販売することによってサービストという展開も考えていますが、私は、ビジネスの場として考えるならば、それは今ある枠組みの中で戦っていくというふうに思っています。

ただ、そのことにおける問題点は、既に指摘されたように、巨大なブラットフォーマーこそが値引きをやるということが許されていることは非常に多々の問題を含んでいると思います。

〇二之湯武史君　ありがとございます。

というものは当然止まることはないわけですから、今まで、どなたがおっしゃっていましたが、非常に牧歌的な、本当にドラマになるような編集者と作家のほのぼのとした、そういった漫画のまさに「まんが道」、私好きでしたけれども、あんな世界というものが、シンパシーは確かにそんなふうを感じるのには日本人的に当然なんです、今までそういった慣行があったがゆえに、一方でいわゆる西洋的なシビリアン契約社会というか、そういうような慣行が育ってこなかったというふうな指摘もございます。

是非、この新しい時代、まさに電子化という流れの中で、一方でやはり日本の本当に隅々にまで浸透している出版文化というものが消えないように、皆さんおっしゃっておられたように、本当に信頼のある契約関係に基づいた新しい商慣行というか、そういったものがこの法律を機にできるように、是非またこの論点をあぶり出していただいて、またこの法律審議ありますので、そこに生かしていけるようにというふうに思っております。本日は、お忙しい中、ありがとうございます。終わります。

○石橋通宏君 民主党の石橋通宏でございます。今日は、三人の参考人の皆様、貴重な御意見を本当にありがとうございます。また、この場をお借りして、ほぼこの一年間にわたりますが、私ども超党派の議員連盟の活動に対しても様々に御助言、御指導いただきましたことを改めて感謝を申し上げます。

そこで、今日、早速ですが、質問に入らせていただきたいと思いますけれども、まず高須参考人にお伺いしたいのは、衆議院の方でも質疑がございましたけれども、私、個人的に今回一番違和感を感じているのは、政府の説明で、いわゆる出版というものは有体物を複製して頒布する行為なんだと。つまり、著作物を電子で配信することは出版ではないというような説明をされております。それで、今回こういう制度設計になっているわけ

高須さん、この点についてどうお考えですか。今御説明あったように、ほぼ、もう中小の出版社の皆さんもかなりの割合で電子の形で進めておられる。最終的に出てくるものが紙になるのが電子になるのが、出版に係る皆さんの御努力、プロセスというのはこれは同じであって、出てきたときに、いや、デジタルで出てきたら出版じゃないんだというのは、これは実態にそぐわない話ではないかと思いますが、御意見を伺えただければと思います。

○参考人(高須次郎君) 全くそのとおりだと思います。

出版というのは、何というんですか、企画を立てて、それで先生に依頼して原稿をいただいた後、また何度も何度も校正しながら直していくわけですね。そういう長い時間を使っているというところでしたら木の版に活字でこうやっていくと、昔でしたら木の版に活字でこうやっていくというところでしたら木の版に活字でこうやっていくという私の机の前でできると、こういう状態になっておるわけですね。

ですから、それを電子出版でやった場合にはどういう意味になるかという点、もう既にできている最終データの版を、今は印刷はCTPというそのまま刷版で刷っちゃうわけですね。その間にフィルムなんかなくて、CTPでやるわけです。今度は電子の方はどうするかというと、EPUBであるとか様々な形式に合わせるようにそこで加工を加えてやるわけです。ただ、これは私どもから言わせると、コピー、一種の、まあ複製自体コピーですけれども、もう非常にコピーだけなんです。ですから、そういうふうなことで言いますと釈然としなない。その部分はほかに取られていくつちゃうと。

ですから、昨日の朝日新聞に、国会図書館の近代デジタルライブラリーのあれがアマゾンによってスキヤニングされて、それを売りに出すというふうなことが新聞に出ていましたよね。あれは結局、国民の予算、血税というふうなものを一つ使って、それで一生懸命あいうふうなものをつ

くった。つくって、利用者に提供するというんじゃない。それをそのままコピーして売ると。これは著作権法、期限切れのものでしたら、要するに止めることができないわけですね。我々もそういうふうな考えれば、御質問の最初に戻れば、やはり紙の本作りと電子出版の作り方というのは全く概念が違うので、それを同じ並列に置いていくというのは出版社の人間としてはやはり納得がいかないというふうに思います。ちよつと長くなりましたが。

○石橋通宏君 ありがとうございます。

その上で、高須さんからもお話ありましたけれども、今回、要は一、二を併せて契約をしないと、出版者側は有効な対抗をデジタルの海賊版に対してできない。実態的にこれ中小零細の出版社の皆さんにとつてどういうことになるかわれませんが。皆さん問題なく、著作者の皆さんとの信頼関係に基づいて、一、二を併せて出版契約を勝ち取ることができると、そういう世界になっていくのか。むしろ、中小零細の皆さんにとつては、著作者の皆さんにそこを、なかなか二、三併せて出版契約を勝ち取ることができなくて、二、三だけプラットフォームに流れてしまうようなこと、むしろそうなるんじゃないのか。今のところの率直なお考えを簡潔にお伺いさせていただきます。

○参考人(高須次郎君) かなり厳しいんじゃないかなと思います。

私どもの場合は、著者の皆様との関係はどちらかといいますと弱い立場ですから、著者の方の意向に沿っていくという傾向がやはりありますので、契約という点だけだと、必ずしもうまくいくというふうには思っておりません。

○石橋通宏君 ありがとうございます。そこで幸森参考人にお伺いをしたいんですが、今、高須参考人からそのようなお話がありましたが。漫画家の皆さんにとつて、今回、この法案成立した時に、まさに一、二を併せて契約を結んでいく、促進をしていくという方向に、漫画家の

皆さん、なっていくのか。いや、むしろ、いろんなお考えの漫画家さんもおられるでしょうから、いや、取りあえず一、二だけにしておこう、二、三はやっぱりプラットフォームの方が売れるだろうからそっちに行こうというふうな現実的選択をされる漫画家さんも現実的には多いのではないかなというのを懸念する。そうすると、有効な海賊版対策という観点からも、日本の出版文化を守るという観点からもなかなか難しい状況がひょつとして生まれてしまっているのではないかと思います。現在のところ、漫画家協会としての立場で結構です。で、お考えをお聞かせください。

○参考人(幸森重也君) 二種類に考える必要があると思うんですが、現在出版社さんで刊行中のもの、例えば雑誌連載中のもの、これに関しては多分一、二、三とも一体化で契約することはそれほど漫画家にとつて不自然なことではないだろうと思います。ただ、過去のを再版するということが漫画の場合にはたくさんあるわけなんですけれども、もう要するに出版社さんから出て十年か二十年たっているんだけれども、でも埋もれてしまっている作品をプラットフォームさんがこれを出したいと言ってきたときに、え、出版社に聞かないとちよつと分からないですけど、もう十年以上お付き合いがないんですけどもという場合と分かるんだらうと思います。

後者の場合は多分一体化の契約というのは成立しないんだらうと思えますけれども、現在刊行中のものというのは多分一体化というのが比較的容易にできるだらうと思います。

(理事石井浩郎君退席、委員長着席)

○石橋通宏君 ありがとうございます。

あわせて、幸森参考人に、ちよつと触れられていたと思いますが、塩漬の懸念について。今回、海賊版対策するためにも、仮に今現在、若しくは将来的にも電子出版する気がない漫画家さんでも、二、三を併せて契約をしておかないと出版者側に対抗してもらえないということで、ある種意にそぐわない契約を当初結ぶ必要が出てくる

をしております。そこで先生は、公共図書館では電子書籍を扱う必要はない、民間の運営に委ねるべきと主張される一方で、国会図書館でのナショナルアーカイブは電子書籍の納本も含めて推進をすべきと訴えていらつしやいます。先生がそのようにお考えになる理由について御教示をお願いいたします。

○参考人(植村八潮君) 一つの持論の世界になつてしましますが、公共図書館の果たす役割というのは、私たちの国民の知る権利を担保するという事で、とても重要だと思ひます。何の対価も求めず知識にアクセスできるということだと思ひます。ただ、もう一方において、先ほど述べましたように、読者のお金によって出版物が生み出されるというのは言論表現の自由を担保するために非常に重要だと思ひますので、このお金の回る仕組みを考えたときに、それは公共図書館でやはり全て自宅で読めていくということは、うまいこの仕組みづくりを壊してしまう可能性がある。

ただし、日本の出版物というのを、生み出されたものが国家の資金によってちゃんと保存されているのは重要です。それは国立国会図書館の中にアーカイブとして収まるべきだと思ひます。ナショナルアーカイブといいますが、どうしてもデジタル文化財全てを含んでしまひますが、その中核にあるのはやはり出版物だと思ひます。一番長い、長いのもちろん博物館のものはもつと古いですが、それでも、私たちが知恵、知識の枠組みの中として保存してきた出版物というものをこのアーカイブスの中核に置いて、国がずっと保存するということは大事なことで思ひます。

○新妻秀規君 同じくナショナルアーカイブについて、今度は漫画のナショナルアーカイブについて幸森先生にお尋ねをします。

先生、先ほど意見陳述の中で、漫画を、集中管理機関みたいなものをつくらうとおっしゃっていました。また、昨年の五月の御提言の中では、漫画家協会はナショナルアーカイブの必要性は認めつつも、漫画についてはハードルが高いとおつ

しやっております。その理由としては、漫画はJASRACのような報酬請求権で成り立っているのではないと。多くの場合で監修作業が行われて、作者の人格権侵害が起こらないようにすることが必要なことがよくある、また、使用金額についても度々交渉が行われて一定ではない、こんなようなことが挙げられております。

私が思うのは、やはり漫画は日本が誇るべき文化であつて、こうした文化がナショナルアーカイブに含まれるのが望ましいのではないかと、このように考えておるのですが、どのような条件が満たされればナショナルアーカイブに漫画を組み込むことが可能になるのか、検討の余地の有無も含めて御所見をお願いを申し上げます。

○参考人(幸森軍也君) ありがとうございます。難しいといへば難しいですが、まず、多分漫画家というのは、先ほど申し上げましたように、中学生の女の子とか高校生の女の子がデビューしてプロでやつていたりして、非常に幅が広い分野だと思ひます。

ナショナルアーカイブとか集中管理というのはしていく必要がともあると思ひますし、マストだと思つておりますけれども、そういう意味では、やはり、今個人情報問題もありまふけれども、出版社さんとかそういういろいろな周辺の企業さんの協力を得てでないとなかなかつくつていくことができないと思ひます。

現在、漫画家協会の会員が六百人ぐらいだと思ふんですけども、漫画で確定申告をしている人はもつと、多分その十倍ぐらいはいるのかも知れませんが、そういう中でどこまでを漫画家と言ふのか。日本のクリエイティブというのはハイアマチュアとプロというものの境というのが非常に曖昧な部分がありますので、そういう意味では、どこまでを漫画家として登録するのかというものが、現在、日本漫画家協会でも会員資格という意味で非常に悩んでいるところでございます。

それから、もう一点付け加えさせていただきますのは、現在、国立国会図書館におきまして、先

ほど申し上げましたように、日本の漫画が海外で発売されていますけれども、多分、漫画だけではなくて文芸もそうだと思うんですけども、海外で発売された日本の作品というのは国立国会図書館にほとんど保存されております。これは、国立国会図書館法を改定しないと保存ができないそうです。許諾は日本を出しているわけですから、サンプルは日本に一冊、二冊ではなくて十冊、二十冊レベルで来ていますので、そこを改定していただければ国立国会図書館に納本することは多分できると思うんですけども、今はできないそうです。

ということで、現在、日本の漫画が海外でどれぐらい出ているのかというデータはどこにもございません。

○新妻秀規君 ということは、じゃ、やはりそうした調査も含めて、また法整備も含めて、また漫画家協会の中で御検討があつて初めてナショナルアーカイブに漫画が組み込むことができるかということが、ようやくその検討の舞台がで上がる、そういうふうな理解してよろしいでしょうか。

○参考人(幸森軍也君) はい、そうだと思います。先ほど植村先生がおつしやつたように、これからがスタートなんだろうと思ひます。

○新妻秀規君 御三方、先生方、本当にありがとうございます。以上で質問を終わります。

が目的だと思ひます。ただ、これまでの文化審議会の小委員会とかあるいは各関連事業団体の検討経過というのを見てみると、作家などの著作権者とまあ出版社ですね、それから経済団体とか、主に供給者側の視点から議論が進められてきたというふうな思ひええな感じがします。

出版者への権利付与の在り方という、供給者側の権利規定を整備することが本来の趣旨であるというところは私も分かりますけれども、健全な電子市場が形成されるためには、もう一方の受給者側、消費者であるユーザー側との理解と適切な権利行使というのが欠かすことができないというふうな考えています。

そこで、一月三十日の朝日新聞の朝刊に面白い記事載つていたんですね。面白いと言つては失礼かな。「電子書籍 消える蔵書 企業撤退で読めなくなる例も」という大きな見出しが付いておりました。これ、電子出版事業から企業が撤退してしまうことで電子書籍を読めなくなるケースが発生していると、こう書いてあります。

そもそも紙媒体の書籍と違って、電子書籍を購入しても、それは自分のものにはならないわけですね。電子書籍というのは、物ではなくてデータである。つまり、所有権がないわけなんです。最大の例、アマゾン・キンデルストアというのの利用規約には、「コンテンツは、コンテンツプロバイダーからお客様にライセンスが提供されるものであり、販売されるものではありません。」と、確かにこういうふうな書かれてい

るんですけど、しかし、たとえこの規約を読んだとしても、素人が正確にその意味を把握するというのはなかなか難しいし、実際にはこうした細かい規約に目を通してから購入する人も少ないというふうな思ふんです。多くの購入者は、購入したデータが自分のものではないということすら分らないで、買った人から、自分のものだと思つて購入してしまふ人が多いと思ふんです。こうしてせっかく買ったのに、事業者が配信か

ら撤退してしまつて読めなくなつてしまふという
ような消費者に不利益を与える事態にはどのよう
な対応が考えられると思いますか。また、消費者
にこうした電子書籍の実態を知らせることの必要
性についてどのように考えるか。これ、それぞれ
皆様からこの消費者対策についての御意見をいた
だきたいというふうに思います。

○委員長(丸山和也君) まず、じゃ高須参考人、
よろしいですか。

○参考人(高須次郎君) 大変難しいお話だと思
うんですけども、これはこれから起きてくるとい
うことは当然考えられますね。その場合の対応を
どうするかということですが、出版者の考
え方で申しますと、それなりに出版者がそういう
ふうなデータをまたお渡しするとか、そういうふ
うな対応をしていくということぐらいしか考えら
れないんですね。それ以上のものはもう少し大き
な法律的な対策をしていただく以外にないんでは
ないでしょうか。余りこの点については正直考え
ておりませんでしたので、こんなところでお許し
ください。

○参考人(幸森軍也君) 非常に難しい問題かつ重
要な問題だというふうに認識しておりますけれど
も、既に時代がそういうふうに進んでいてきており
ますので、利便性とか選択肢の中の一つというふう
に考えるべきなんではないでしょうか。教育の問題
なのかもしれないですけども、例えばウィンド
ウズのソフト、OSですとね、それを買ってパー
ジョンアップ、XPのサポート期間が終わつてし
まつて、みんな変えなきゃ、バージョンアップし
なきゃいけない、それも同じ理由のような気がす
るんですけどね。それに対してやっぱり文句言
う人ってそんなに、もちろん腹の底では文句はあ
るでしょうけれども、マイクロソフトに対して文
句を言う人というのはなかなかないわけであり
まして、電子書籍も多分そういう意味では閲覧権
を期間限定で買っているというふうな認識をする
べきなんだろうと思います。ハードウェアとかソ
フトウェアというのがバージョンアップしてし

まうと、サイトが生きていてもそれは多分読めな
くなるんだろなというふうに今は私は思つており
ます。

そういう意味では、その電子書籍、国立国会図
書館で電子書籍のアーカイブというのも含めて長
く読めるようになるというのが一番いいんではし
ょうし、そういうものであるべきなんではし
ょうし、それは逆に海賊版が出やすくなるというこ
ともなるということで、非常に難しい問題なん
だろなと思つております。

○参考人(植村八潮君) 今ほどありましたよう
に、幸森参考人も御指摘されたように、パソコン
に関しては結構理解されているけど、電子書籍に
関しては、えっ、所有していないのと思つて、
これがまさに電子書籍というのが全く新しいメ
ディアだということで、ですから、多分時間の経
過の中で理解は進むかとは思いますが。

ただ、私どもは、どうしても新しいメディアを
古いメディアの延長で捉えがちです。つまり、書
籍と同じように電子書籍を捉えているという読者
の方がいるならば、それに沿つたことをするのが
ビジネスの、あるいは提供する側の責任だと思
つています。それは、単に告知しろとかリテラシー
を上げろという話ではなくて、まさにそれこそ
チャンスなんですから、それをうまく利用するビ
ジネスというのは当然考えるべきだと思います。

現にアメリカでは、ソニーがリーダーの提供を
やめるというときにコボが引き受けるということ
があるように、これこそまさに私はビジネスの
チャンスで、今できていないという不満があるな
らば、不満に込めるように我々は、我々というん
でしようか、業界も考えていくことだと思
います。

○松沢成文君 今回の法改正、海賊版対策とい
うのが一つの最大の問題であると思つてすけれど
も、もう一度お三方にお聞きしたいんですが、少
し問題を整理するという意味で、先ほど植村参考
人の方からも、まだまだ今回の改革はスタートだ

と、これから著作権の問題、海賊版の問題を含め
てしっかりと内容を詰めて新しい時代に対応でき
るものにしていかなくちゃいけないというのがあり
ました。

で、具体的に、それでは、今回の法案のどの
部分がまだまだ問題であつて、それに対してどう
いう更なる改革を望むのか、これを各団体、端的
に教えていただければ今後の私たちの議論に参考
になりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(丸山和也君) じゃ、今度は逆に植村参
考人から各お三方、端的に時間の関係でお願いし
たいと思います。

○参考人(植村八潮君) 一つは、著作権制度、今
回の法改正の中の話ではなくて、そのもう一つの
制度としてはやはり登録制度、著作権の所在を明
らかにすることだと思つています。それは必ず
しもコンテンツだけではなくて、いわゆるメタ
データとか書誌情報とかをちゃんと登録するとい
うことでオーファンワークスをなくするような制度
設計が求められると思つています。

○参考人(幸森軍也君) 今回、これまでは著作
者のみが海賊版対策、要するに訴訟権を持っていた
というところがございますが、今後出版者も持て
るようになったということで、これをいかに、現
状は持てるようになっただけで、いかに実効性を
持たせていくかということが一番難しいところ
なんだろうなと思つております。

○参考人(高須次郎君) これは最初意見陳述で申
し上げましたとおり、一体的にしていたきたい
と、出版を引き受ける者に対して出版権を設定し
ていたきたいと、それが一つです。

もう一つは、一号出版権者であっても海賊版対
策について何らかの措置がとれるような対応をし
ていただきたいというのは、みなし侵害規定の議
論もありました。一番最初には特定出版権があり
ました。私的には、特定出版権といいますが、特
定出版物権というふうな形でそういうふうな違法

なデジタルスキンを止められるような対策をし
ていただきたいというふうに思います。

○松沢成文君 以上です。ありがとうございます。

○田村智子君 よろしくお願いたします。日本
共産党の田村智子です。

まず、高須参考人にお聞きをいたします。
やはり御主張の中心点が、出版権の一号と二号
を一体的にすることが御主張の中心点だったか
と思つていますので、その件に関してなんですけれ
ども、やはり一号のみで契約になつてしまつて二号
の出版権を契約上得ることが困難というケース
を、もう少し具体的に考えられるケースとして、
先ほど過去の著作物というのは幸森参考人からの
御指摘でなるほどと思つたんですけれども、これ
から発売するような、これから出版するようなも
のについて、一号は取得できるけれども二号はな
かなか契約上結ぶことが難しいと考えられるよう
な具体のケースというのがどのようなものになる
のか、考えられましたらちよつとお聞かせいた
だきたいと思つています。

○参考人(高須次郎君) 一番簡単なのは、著者
の方が、一号については高須君のところでも、
だいたい二号についてはこういうふうな、例えば外
国のそういう配信業者から言われたからこつちで
やりたいというふうに分けてこられたら、こちら
としては、ああ、そうですかということにならざ
るを得ないと。

ですから、本来はコンテンツというのをつくる
のに時間を掛けて投資をしてきているわけであ
るんですけども、それができた段階で分けられ
ちゃうということになつてしまつと、紙の方の出
版物の再生産が利かなくなるということを恐れて
いるわけなんです。私どもは、ですから、一体的に欲
しいんだと。少なくとも最初はやらせてください
というふうなのが私どもの主張です。

○田村智子君 やはり大手のプラットフォーム

などに対してどう対抗していくかということが一つ大きな問題になっていくんだらうということも私も理解をいたします。

その問題では、先ほどフランスなどでは、電子書籍の価格についても一定の価格の値崩れを防ぐような価格維持法のような法整備がフランスでは成立しているというふうな御指摘があったんですが、日本において電子書籍の価格の在り方について、フランスの事例などももう少し詳しくお聞かせいただければと思うんですが、お願いいたします。

○参考人(高須次郎君) フランスの場合は、紙の方は再販制でラング法というので保護されて、五％程度の値幅再販ということなんですが、電子の方は一昨年から何かにでたんですけれども、そのきつかけが海外の巨大プラットフォームの本についての値引き販売だったんですね、電子書籍についての。猛烈な値引き販売をしてお客を集めて、それで周りのほかの商品も売っていくと、こういうやりとり販売的なやり方をしたために、いわゆる町のリアルな書店さん、そういうところとかが売行きが悪くなってきた。そういうことで、リアル書店さんを基本的に守らなきゃいけないということ、これは価格を出版社側に作ってきた。そういう意味では、統一的なやり方をして、出版、書店を守るといってやり方をフランスはやっていて、やはり文化国家だな、やっていないと文化国家じゃないと言っていると問題になりますけれども。

やはり私としてはそういうふうな両方をやっていていただきたいと思うんですよ、統一的にでない、出版社には優秀な編集者がいっぱいいるわけですよ。そういう方たちが時代を見ながらこういう本を作っていくということで、日本の全体的な知の継承とか創造をやってきた、伝達をやってきたということで、その部分が壊れてしまうと著作者の方も当然困っていくことになると思うんです。

ですから、そういう意味で、何も出版社だけの利害を言っているんじゃないで、書店さんなんかを含めた全体をどうやって守っていくのかという意味で、その両方を是非いただきたいと、こういうことなんです。

○田村智子君 同じ質問を植村参考人にもお聞きをしたいんですが、やはり電子書籍は購入ではなく閲覧や使用だと、基本的には。そういうことも含めて、じゃ、価格の一定のルールというのはやっぱり国境がないのでなかなか難しいところはあるかもしれないんですが、何か一定のルールというものが求められてくるかと思うんですが、御所見をお願いいたします。

○参考人(植村八潮君) 価格はどうやって決まるかと、それは結局、消費者、読者と売手とのバランスの中で決まってくるものです。これは、本もその例外ではないと私は思っています。

ですから、別になんか、出版社は別に勝手に値段を決めているのではなくて、どの程度の価格設定をするかというように売れるのかということを考えながら値付けされていますし、その結果として、日本の書籍は大変安い、いろんな理由がありますが、安いという形が生まれています。だから、電子書籍も、別に必ずしも安いとは限らず、高くなることも考えられます。現に学術情報は、全てが電子ジャーナルといってほぼ全部電子化、世界中の最先端の学術情報は電子化が終わっています、これはむしろ高くなりました。という、か、もともと高くなって大変な事態になっていますが、まさにそれは市場との枠組みの中で決まってくる問題だと思います。

○田村智子君 幸森参考人にお聞きをしたいんですが、すけれども、幸森参考人は、一号、二号の一体的というのは余りに出版者側の権利として強大になり過ぎるのではないかとのお話だったんですが、先ほどもお話がありましたが、やはりこれ改善をしていく上で具体的にもし御提案がありましたら、こういうルールがあればとか、あるいはプロ野球な

んかは直接契約でなく代理人が契約をするような方も生まれてきていますけれども、まあ十代の若い方もいらつしやるというのでなかなか一律のルール化というのは難しいかとは思いますが、何らかの具体の改善の方向というのがありましたらお聞かせいただきたいんですけれども。

○参考人(幸森重也君) ちゃんと話し合いをするということだと思えますけれどもね。そういう意味では、今まで、これが標準の契約書だから黙って判こをつけたい、まあ極端な言い方をすればそういう形で、受け取る側も読んでもよく分からないから黙って判こをつけますというふうな、どちらが悪いということではなくてそういうのが横行したわけなんですけれども。

その中に、今回も含めてですが、どんどんどんな著作権法が改正されていく、もう訳が分からないものに署名捺印しているということではなくて、ここはこういう意味なんですよと。例えば、おうちを借りるときには重要事項説明みたいなことがありますがね。そういう形で、ここはこういう意味ですよ、ここはこういう意味ですよというように理解した上でやつぱり判こ、署名捺印をするというふうな慣行をしていくのが一番大切なことなんだろうなと思っておりますけれども。

○田村智子君 もう一つ、先ほどの御意見の中でも塩漬けの問題というのもあったかと思えます。著作権法上は八十四条で、六か月を過ぎても出版がされない、今回はインターネットでも配信されないが加わりますけど、その場合には、義務に違反をしたということで出版権を消滅させることができる。それは理解している著作者がどれだけのかということにはなっているかと思いますが、この条項が本来機能すればその塩漬けの問題というのはもつと解決していくことなんじゃないか。

○参考人(幸森重也君) おっしゃるとおり、多分、出版者側も著作者側もそんなことは誰も知らないというのが実際だとは思いますが、例えば現在の出版契約書、書協さんが出している標準契約書

の中には、紙の出版だけではなくて、翻訳権とか映像化権とか商品化権とか、いろんな支分権を含めた形で契約をしているわけですが、例えば、出版は六か月以内にしますよ、映像も六か月以内にしますよ、翻訳も、そんなことはあり得ないわけで、出版はしていますけれどもほかのものはしていないのに対して削除要求をしたときに、それだけではないというのが多分実態なんだろうなと思えますけれども。

○田村智子君 ありがとうございます。

もう一点なんですけれども、高須参考人と幸森参考人にお聞きをしたいんですが、現行法上、雑誌を丸々一つの単位として出版権を設定できるか否かというところが明確にはなっていないというふうに思います。それで、今回の出版権を電子書籍にも拡張したことで、丸ごと出されちゃうということが、発売日の前にも「ジャンプ」とかそのまま出されちゃう、そういうやり方に対して今回の法改正が有効に働くのかどうかということについて御所見をお聞かせいただきたいと思いますけれども。

○参考人(高須次郎君) 現在のあれでは違法ですよ、それは。今回のことで止められるのかという、違法行為であればそれは止められるんじゃないかなと思うんですけれども。

○参考人(幸森重也君) 契約の内容によると思うんですが、雑誌に執筆するときというのは基本的に契約書はないんですね、雑誌の場合は、ですから、その大前提となるときに期間限定で一部譲渡するとか、そういうことも含めてですけれども、今回の改正でかなり有効な方向に動くように思います。

○田村智子君 最後に、私もちょっと電子図書館の問題で植村参考人にお聞きをしたいんですが、すけれども、図書館に行かずに得ることができるというところで使用料、サービス料が発生する。ただ、公立図書館の場合はやはり無料で閲覧ができるということが大原則になっている。その下で電

子図書館のそのサービス料を有料な、ビジネスモデルにしていくなというところも検討されていると思うんですけども、そこをどう考えたらいいかということについてお願いします。

○参考人(植村八潮君) 私たちにとって、より良いサービスが無料だからとは限らないんです。むしろ、有料だからより良いサービスが実現できる。

一番いい例を挙げますと、ビデオって実は当初、公共図書館も貸出しするし、今でも貸出ししているんです。でも、私たちが豊かなビデオに触れるのはなぜか。それは、民間によるレンタルビデオというのが大きな市場を形成して、そしてそのことによって、実はハリウッド映画は映画館での売上げよりもレンタルビデオからの売上げが既に多いんですね。つまり、どれほどすばらしい映画が生まれるかというのは実はレンタルビデオが作り出したんです。

この関係があると考えたら、電子書籍という、レンタルという、それを電子図書館といっているんですか、有料電子図書館のいけば貸出しというんでしょか、そういう有料貸出しというビジネスがあつてしかるべきじゃないでしょうか。何でもかんでも無料だからいい人ではなく、有料によつてより良いビジネス、二十四時間、にこやかな対応、いや、いつも、あつ、ごめんなさい、図書館もにこやかな対応をしていただいています。そういうような仕組みが、考えていくのが実は市場の形成だと思えます。

○田村智子君 ありがとうございます。終わります。

○藤巻健史君 日本維新の会、藤巻です。お願いします。

今日は、お三方どうもありがとうございます。お話を聞いているうちにちよつとコンフューズしてきたことがあるので、基礎的なあほらしい質問というか、ばかにされちゃうかもしれないような質問をさせていただきますけれども。

高須参考人が、第一号出版権と第二号出版権を

一緒にしていただかないと、一生懸命そのコンテンツを作るためにいろんなことをしたのに、何か簡単に第二出版権を持った人にとっていかれちゃうというお話をされていたと思うんですけども、漫画の場合にはその原作者が書いたものがそのままきつと出版されていつちやうんだろうと思うんですけど、私が書いたような本、私自身は全部、一〇〇%自分の本だというふうに、原稿だと思つていますが、聞くところによると、多くの方はゴーストライターが書いたり、それから編集者がどんどん直していつたりして出しますよね。そのときに、その第一号出版権で出したものを、いろんな人の手が掛かっているものを第二号出版権の方がそのまま使えるんですか。

私、ちよつと考えていたのは、今まで思つていたのは、その第二号出版権を持った人というのは第一号出版権を持っている人にかなりのお金を払わないと第二号出版権というのは得られないかなと思つたんですけど、いかがでしょうか。

○参考人(高須次郎君) お金を払う必要はないんです。

○藤巻健史君 ということは、著作権じゃないから、ないということですか。そうですか。分かりました。ちよつと後で考えてみます。

次の質問ですけども、幸森参考人にお聞きしますけれども、漫画って、雑誌の場合、一枚幾らで書いていると思うんですけども、それを本にした場合、本を書く場合は、ちよつと人の懐を聞くように恐縮ですけども、印税って何%なんですか。

○参考人(幸森也君) ケース・バイ・ケースですけど、おおむね一〇%だと思えます。

○藤巻健史君 じゃ、植村参考人にお聞きしますけれども、漫画以外の本って私は全部一〇%と理解していいんですけども、一〇%以外のケースってありますか。

○参考人(植村八潮君) それはもちろん著作権者と出版者の契約と、コンテンツの例えば販売力とか、あるいはそれにおける読者の存在によつて

様々です。いわゆる買取りもありますし、私がかつて関わった学術出版で、そもそも論文の投稿に著作権者がお金を払わないと学会が載せてくれない世界があるわけですから、真逆ですよ。これはまさに二一三との関係の中で様々な取引形態はあると思いますが、ただ、上の方は大体一〇%で、ある枠になるのかなというところはあるかとは思っています。

○藤巻健史君 上の方って、何が上の方ですか。

○参考人(植村八潮君) ごめんなさい、言葉が足りません。例えば二〇とか三〇はないですねということ。それは、どうしても本の原価から考えまして、大体一〇%というのが業界的にでき上がった約束事かなと思います。ただ、翻訳しますとこれと別な経費が原著作者にも掛かりますので、どうしてもトータルすると一六とかいうことにはなります。

○藤巻健史君 今ちよつと翻訳の話が出てきたんですけども、例えばこれも基本的な質問なんですけれども、日本語で出している本を例えば私が英語に直した場合というのは、これ、別な本になるんですか、それとも同じ本なんですか、植村参考人。

○参考人(植村八潮君) それは著作権における二次的利用と言われているんですけども、基本的なベースにして、ただし、その翻訳という新たな作業が二次的な創作として認められていますので、原著に新たな二次的な著作権が乗るという形にはなりません。

○藤巻健史君 ちよつと今、本題とずれてきちゃったんですけど、その場合にはお金は払う必要はあるわけですね。

○参考人(植村八潮君) 創作的な行為に対して対価が払われるというのは普通の資本主義的美徳だと思えます。

○藤巻健史君 ちよつと印税の話に戻しまして、一〇%だとしまして、それで、昔ですと、著作権者って、大体、判を押していましたです。それ、著作権者一つづつ、それで何部売れたか大体理解して

いたんですけども、最近、出版社が本の部数をぐまかしているというニュース、どこか、何か出ていました。それ、普通の本というのは第一版とか二版とか出ているので、それなりの信頼関係もありますし、ある程度その数分かかるかと思うんですけども、電子出版になつちやうった場合、著作権者を守る方法とか、要するに部数、アクセス数が幾らとか、そういうチェックというのは著作権者はできるんでしょうか。植村参考人をお願いします。

○参考人(植村八潮君) まさに、契約には信頼関係があるということが大前提です。その上ででき上がった契約に沿わないで、それは部数の報告義務というものがあつてから、それはやっぱり社会的に罰せられる、そのような組織、仮に出版社であれば信用失墜すると思うわけですから、今まで以上にそのことが明らかになった時代であるし、その一つの流れとして、著作権法改正の文化庁の今までの御尽力の結果として、ありやうの形として著作権者と出版者が契約に基づくという枠組みをつくつていただいて、明らかにすることが非常にすばらしい成果だと私は思っています。

ですから、契約社会である以上、もし出版者に、今までの編集者って確かに文芸作家と銀座でお酒飲んじゃうだけみたいなことがなかったわけではないですが、やつぱり全ての人が現場教育をするというのは、これは出版社であり、出版界の義務だと思えますし、一方において、個人事業主である作家の先生方もやはり勉強する時代になつたと私は理解しています。

○藤巻健史君 今、印税の方は一〇%からそれなりに掛かってくるというお話だったんですけども、電子出版の場合の著者に対する支払というのは、先ほどのお話、アクセス数掛ける単価というお話だったと思うんですけど、その単価って大体、一般書ですけども、集約してきているんでしょうか、それともまだかなり開いているんでしょうか。かなり開いているということは、もし

開いているのであれば、二次出版権に關してA出版よりもB出版の方にするというインセンティブが、モチベーションが働く可能性もあるかなと思うんですけども、現状としてはどうなんだろうしうかね。

○参考人(植村八潮君) 私の知る限りですけれども、電子出版の印税というのがほぼ固まりつつありますが、掛ける部数が固まっているかという、点数というんですが、ダウンロード数が固まっているかという、まだまだ非常に未熟な市場で、期待は大きいですが、実態としては非常に売れていない、紙のようには。オーダーが二桁も三桁も違うと御理解していただいていると思います。

○藤巻健史君 いや、私も、確かに紙の方はそれなりにいただいていますけど、データの方は百円単位で、年間、ぐらいいし来ないものですか、それはよく分かりますけれども。

最後に、図書館のお話出ていたんですけど、図書館で、時々私も自分の本が図書館でどのくらい読まれているかチェックするんですけど、私は、実際、本で生活しようと思っていないので、別にそれは図書館で読まれているとうれいかなと思うんですけど、逆に、話聞いたある方では、図書館で読まれるとその分売上げが減ってがつくりするという話をしていただいた方がいらつしやるわけですね。

かなり図書館って今使われていて、これいいことなんですけど、逆に言うと、著者にとつてみると収益減ということもあるんですけども、図書館で、やっぱり著作権というか、そこからお金を取るというのは、やっぱり社会通念上かなり難しいんじゃないでしょうか。それは幸森参考人と植村参考人の両方にお聞きしたいと思いますが。

○参考人(幸森軍也君) ありがとうございます。現在、一年間で、図書館で貸出件数が七億件だそうなんです。漫画はそれほど置かれていないだろうと思っておりますけれども、特に多いのが児童書、絵本でございます。

これは同じく絵本とか児童書の著作者団体さんから伺った話でございますが、今、少子化になっておりますので、三歳向けの絵本というのは四歳になったら読まないんですよ。昔だったら兄弟がたぐさんいるので、下の子に読ませるために買って家に置いておくということがあったんですけども、少子化ですから、三歳の子が四歳になったら読まないものは買わないので、図書館に行ってしまう。図書館も、一冊ずつ保管のために置いてあるわけじゃなくて、貸し出すために十冊、二十冊と買って、要するに近所の書店なりを圧迫するようなことというのも当然起こっております。それは明らかに著者の収入には影響しております。

○参考人(植村八潮君) まず、公共図書館には図書館法による無料原則というのがありますが、これはまさに法律の制度の問題です。それは所蔵物、資料等を無料にするというのは法律によって決められているわけなんです。

ただ、そのもう一歩だけ先を行けば、それに加わるサービスとして、今でも例えばコピーは大体一回十円で提供されているとか、あるいは今後、アメリカなどを見ると予約したときには有料にしましょうとか、つまり、図書館法における所蔵物は無料の外側として何かのサービスを有料にしていくというのはないわけじゃないと思います。

もっと言うと、データベースは所有していませんので有料化ということもあるかもしれません。が、現状の公共図書館でそういうコンテンツを利用するのに何か有料になるというのは、今の国民の感覚からするとそぐわないと思います。

○藤巻健史君 ありがとうございます。○柴田巧君 結いの党の柴田巧です。今日はお忙しい中、御出席をいただきまして、それだけに貴重なお話を賜りましたことに私からも感謝を申し上げます。

まず最初に、植村参考人にお聞きをしたいと思いますが、先ほども、この著作権法の改正が第一ステージで、これから第二、第三ステージもある

というお話でしたが、その中でいわゆるオーファン、孤児著作権といいますが、著作物の取扱いも今後の課題になるだろうということに言及をされましたが、現時点でどういうふうな取組といいますが、やっていけばいいかと考えなのか、まずこの点からお聞きをしたいと思いますが。

○参考人(植村八潮君) ありがとうございます。整理しますと、オーファンというのは誰も利用できないわけですね。つまり、明確に著作権者の死後五十年でパブリックドメインになったというものは、当然それはパブリックドメインということと利用できるわけですが、切れたか、切れたかも分からないというのは誰もそれをできない。その結果として、文化庁における裁定というのはありますが、実態としてはなかなか運用が難しい。ということを考えています。今、ヨーロッパ、EUを中心として動いていますように、まず利用してしまつて、ただし、そのときに明らかに著作権者が分かり、そうだったときにそれに対する対価を支払っていくというような形で、利用というのは結局、国民に資するわけですので、そういう埋蔵された作品を単なる市場とか産業という切り口ではなく、やっぱりそれが利用できるようなものになるということをやります。念頭に置いていただければ制度設計していただきたいと思います。

○柴田巧君 ありがとうございます。次に、幸森参考人にお聞きをしたいと思いますが、先ほどもお話があったかと思いますが、先般も読売新聞が何かに大きく出ておりましたが、発売前の漫画が海外で海賊版ですぐ出回ってしまうというところで、いろんな国としても取組を相手国などともしていると思うわけですが、幸森参考人から御覧になって、どういう防止策がまず必要だとお考えになつていらつしやるか、この海外での海賊版の取締りというか、特にどういうところに力を入れてほしいというお考えがあれば、お聞きをしたいと思いますが。

○参考人(幸森軍也君) ありがとうございます。雑誌という単位あるいは単行本という単位で、

どうしても実際に訴訟を起こすとすると莫大なお金がかかるわけですが、それを例えば漫画家あるいは作家あるいは出版者というような単位で実際に払い切れるのか。あるいは、費用対効果ですね。例えば、二万円の著作権使用料が海賊版で侵害されているというのに、弁護士に二十万円払っていたのでは話にならないわけですから、そういう部分でやっぱり費用対効果を考えるかなが訴訟に踏み切れないということがありますので、やっぱり国とかそういう大きなところで支援していただかなければなかなか海賊版対策というのは進んでいかないだろうなというふうに思っております。

○柴田巧君 その中でも、特に優先順位としてというか、まずこれをやってほしいという何か特にございますか。

○参考人(幸森軍也君) 優先順位と言われると困るんですけども、多分どれも同時進行的にやらなければ海賊版対策というのはできないと思います。

○柴田巧君 ありがとうございます。次に、お三方にそれぞれお聞きをしたいと思いますが、これまでのものとちよつと重なる部分も一部あると思いますが、今回の法改正も、いわゆる書籍文化というか活字文化、出版文化、日本の豊かなそれだけの文化をデジタル化やネットワーク化に対応すべく改正をしようということではあります。この法改正以外に皆さんのそれぞれのお立場から、そういう文化をしつかり次世代に継承して、更に言えば海外にも強く発信をしていくためにどういう支援策が足りない、施策が海外などと比較して足りない、もつとこういうバックアップが、サポートがあればいいなと思つていらつしやるか、あれば、それぞれお三方にお聞きをしたいと思いますが。

私はこれが最後の質問になると思いますので、言い足りなかったことも含めて、もしあれば御参考のためにおっしゃっていただければ幸いです。○参考人(高須次郎君) 多少繰り返しになります

が、出版物、本につきましては、紙の方と電子の方が共に発展していくような形で、フランスのような価格拘束法のようなものを是非作っていただきたいということが一つございます。

それから、やはり海賊版の対策では、一号出版権で海賊版対策ができないということでは非常に困りますし、ほとんどは、九五%以上は紙の本からの海賊版であると、デジタルスキミングみたいなもの、そういうことを考えますと、やはりこれはこの法改正をステップにして早急にまた見直しを含めた検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、電子出版物等の概念です。国会図書館の方の考え方は、電子書籍というのはパッケージ系の電子書籍とオンライン系の電子書籍というふうに考え方を分けております。そういう考え方を取っております。ところが、この著作権法では、第二号はオンラインで、パッケージ系は有体物ということで一号に入れちゃっているということになっているわけで、その辺のことも含めて整理をしていただきたい。特に、公正取引委員会の方がパッケージ系は非再販であるということをやっていますと、逆に有体物なのに何でそれを再販指定できないのかという問題、いろいろあります。

そういうことを含めてやっていただいて、特に海外、巨大なメガプラットフォームが入ってきます。それにやはり十分に対応できて、かつ出版社から書店さん、そういった皆様と共に今後も発展できるような、そういうふうな制度設計を著作権法の方においてももう少し考えていただけないかというふうに思います。

以上でございます。

○参考人(幸森重也君) ありがとうございます。冒頭申し上げましたとおり、漫画というのは著作権法の中に一回も書かれていないので、せめて漫画の著作物というような形で著作権法の中に入れていただきたいということが一つございます。

それから、今の中でもさんざん出てまいりましたけれども、JASRACとはちょっと違う形になるかもしれないんですけども、権利の集中処理機構、JASRACは一部譲渡している形になりますけれども、なかなか漫画ではそこがハードルが高いんだろと思うんですけども、権利の集中処理機構的なものをつくるのが最も急がれるんだろなと思います。それがオフファンワークスを減らす形でありまして、ナショナルアーカイブにつながっていくものなんだろなと思います。

それから、冒頭申し上げましたとおり、海外で日本の漫画あるいはアニメというものは受け入れられているんですけども、実は日本の漫画の本というのは、最も広く海外に広がったのが「ドラゴンボール」で三十か国です。三十か国なんです。物すごく少ない。これはなぜかという、具体名出すとまずいのもかもしれないですけど、タイとか東南アジアで一部百円ぐらいなのが三千部で八%の印税というふうな非常に、著者に入ってくるのは二万四千円、これビジネスじゃないんですよ。なので、一生懸命やっていられない。日本の漫画だったら、四百円ぐらいのものが四百万部出たりするんですけども、海外はそんな事情ではありませんので、いまだにやっぱり子供が読んでいるというのが多い形になっていますので、そういう海外に広げていくような支援というのがしていただければと思います。

以上です。

○参考人(植村八潮君) 言い足りなかったことをということをお伺いいただきましたが、まず、冒頭の繰り返しになりますが、私どもはグローバル時代の中に何らかの出版政策あるいは産業育成策として国のお力をいただかなきゃいけない事態になったということだと思えます。そのために、今回、まず著作権制度の改正ということで、当初、私も度々申し上げましたように、出版者への権利付与という枠組みの中では、古くから出版界は、

第八小委員会ですか、あれからほぼ四半世紀このテーマを願望してまいりましたし、二〇一〇年の三省デジタル懇からも五年という議論があったわけですが、でも、何よりもここでもとめていたいたという文化庁の御尽力に本当感謝していただき、なぜなら、我々は今まで持っていなかった道具を手にしたわけですから、まずこの道具を我々はそれぞれの立場で使い切ってみようということが問われていると思います。

その上で、要望になるわけですが、海外海賊版対策、実は一番有効な対策はやはり正規品をちゃんと売れるようにするというところで、海賊版があるからけしからぬという前にちゃんと売っていく。これが先ほどあつた価格の問題とか様々な、やっぱりできていく。でも、あらゆる産業で、例えば特許における違反とか技術的なものに関しまして、あるいは商標とかパテントにおける海賊版行為を見ると、やっぱりちゃんと売り始めるとそれは市場として消えていくわけですね。という意味において、やはり日本の出版物を海外に展開していく、この方策に関しての御支援をお願いしたい。

もう一つは、グローバル社会ですから、我々が出ていくだけでなく、当然、私は海外企業が日本で活躍するのは当然のことだと思っています。その結果、読者にとつてより良いサービスが生み出されるということも、それは歓迎すべき事態だと私は思っているんです。海外だからいけない、国内事業だからいけないという区分けは私にはありません。

ただ、一点非常に懸念があるとしたら、それはプラットフォームによる独占だけは許せないです。なぜか。それはというと、メーカーが独占したとしても、それは多様なメーカーがあるから結構ですが、プラットフォームというのは私たちの言論表現におけるアクセスそのものの最初の入口が独占されてしまうわけです。これはほかの商品とまた違って、まさに出版物におけるプラットフォームの独占というのは言論表現の自由とい

うことが脅かされる、その可能性を懸念せざるを得ないと思っています。

ということにおいて、まさにプラットフォームの独占に關しまして、やはり次なる方策というのは、これは民間の努力と国の政策というその組合せの中で、今後問題点が浮上するやに思っています。

そのために、長年、議員の皆様、特にまた議連の皆様方とか、様々な形でこのことを論議して注目いただいています。今後とも是非注目していただきたいというふうに思っています。

以上です。

○柴田巧君 どうもありがとうございます。終わります。

○委員長(丸山和也君) 以上で参考人に対する質疑は終わりました。

参考人の皆様には一言御挨拶を申し上げます。本日は、長時間にわたり貴重な御意見を述べいただきました。誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十分散会

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、原発事故による被害、損害の賠償に関する請願(第一一〇二号)

一、教育予算増額、教育費無償化、父母負担軽減、教育条件改善に関する請願(第一一〇三号)

一、原発事故によるあらゆる被害を、原状復帰の原則に沿って完全に賠償することに関する請願(第一一〇四号)(第一一〇五号)(第一一〇六号)(第一一〇七号)

一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第一一四三号)

第一一〇二号 平成二十六年四月七日受理
原発事故による被害、損害の賠償に関する請願
請願者 名古屋市 齊藤晴代 外二千九百九十九名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第六八八号と同じである。

第一一〇三号 平成二十六年四月七日受理
教育予算増額、教育費無償化、父母負担軽減、教育条件改善に関する請願
請願者 山梨県市 長田恵子 外四千七百三十九名

紹介議員 田村 智子君

これまで小学校一年生で義務標準法改正による三十五人以下学級、小学校二年生で加配措置による三十五人以下学級が全国で実施され、さらに、ほとんどの都道府県で他の学年にも独自の少人数学級が実施されている。しかし、二〇一三年度においては三十五人以下学級の前進が見送られた。今、国民の願いに沿って直ちに三十五人以下学級を実現し、さらに、国の責任で少人数学級を進め計画的に教職員を増やすことが必要である。二〇一二年九月、日本政府は国際人権規約の留保を撤回し、高校・大学の無償教育を漸進的に導入することを国際的に宣言した。高校無償化に所得制限を導入したが、国際人権規約にある権利としての教育を保障するために、その維持・拡充が求められている。私学では高校無償化予算を土台に各都道府県独自の助成が積み重ねられ授業料減免が行われているため、地方財政による格差をなくすためにも国による高校無償化の拡充こそ必要である。また、国際人権規約にある奨学金制度設立の趣旨をいかし、高校生・大学生への給付制奨学金をつくることも重要な課題である。東日本大震災・福島原発事故については、いまだに住民の暮らしと学校の復旧が十分に進められているとは言えない。被災地の声を真摯に受け止め、緊急かつ計画的に、子供たちの命と安全を最優先した学校・地域をつくることが求められている。厳しい地方財

政の中、多くの自治体は、少人数学級前進や教育費補助制度などに独自に取り組んでいる。しかし、教育の機会均等を保障するため、国が責任を持つて教育条件整備を進めることは極めて重要なことである。

ついで、子供たちの笑顔が輝き、憲法と子どもの権利条約がいきる学校をつくるため、次の事項について実現を図りたい。

一、行き届いた教育の実現のため国の教育予算を大幅に増やし、以下の取組を進めること。

1 国の責任で小・中学校、高校の三十人以下学級の実現と、そのために必要な教職員定数を改善すること。また、幼稚園や障害児学級・学校の学級編制標準の引下げを進めること。

2 お金の心配なく子供たちが安心して学べるよう、教育費の無償化を進め、貧困と格差の広がる中で学校教育にかかる父母負担を軽減すること。

(一)教育の機会均等を保障するため、「公立高校授業料不徴収及び高等学校等就学支援金制度(高校無償化)」を拡充すること。

(二)私学助成の増額による授業料減免などを広げ、私学の実質無償化を進めること。

(三)小・中学校、高校の教育活動に必要な教材費や給食費など、学校納付金を無償にすること。

(四)日本政府が批准している国際人権規約が求める、小・中学校から高校・大学までの教育の無償化を進めること。

(五)高校・大学生に対する返済不要の「給付制奨学金」をつくること。

すること。特に、障害児学校の「設置基準」をつくり、過大・過密を解消すること。

(三)学校の耐震化を早急に進めるとともに、地域における防災対策や避難所の機能整備を進めること。

二、東日本大震災・福島原発事故の被害を受けた子供を守り、学校と地域の復旧・復興を進めること。

第一一〇四号 平成二十六年四月七日受理
原発事故によるあらゆる被害を、原状復帰の原則に沿って完全に賠償することに関する請願
請願者 名古屋市 横井透 外二千四十六名

紹介議員 井上 哲士君

福島第一原発事故は、事故原因も明らかにされておらず収束していない。また、福島を始めとする被災地での被害は拡大し続けている。総選挙では、民意が反映されない選挙制度で、「脱原発世論六割、当選三割(東京新聞)」という結果の下、原発再稼働の可否を順次判断する方針を掲げた自民党が圧勝し、国民の要求・世論と乖離した政権が誕生した。電気事業連合会・経済界は自民党政権を歓迎し、二〇三〇年代の原発稼働ゼロを目指す方針について現実的なエネルギー政策とするために見直すことを求め、これに対し安倍首相は方針を見直し再稼働を進めていくことを明言している。一方で原発ゼロを求める世論は引き続き広がっている。原子力規制委員会の調査により次々と活断層の存在が指摘されており、再稼働、建設再開を見直すべきである。世界では、ドイツを始め原発からの撤退を決め、再生可能エネルギーに転換していく流れが主流になっている。日本は再生可能エネルギーのポテンシャルが高く、再生可能エネルギー中心の政策に転換すべきである。福島では、いまだに約十四万人が避難生活を強いられ、除染・賠償、生活再建も進まない中、いつ故郷に戻れるのか展望が見えない状況である。政府と東電は、完全な事故の収束と、除染・完全賠償

の手だてをとるべきである。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、原発事故によるあらゆる被害を、原状復帰の原則に沿って、完全に賠償すること。

第一一〇五号 平成二十六年四月七日受理
原発事故によるあらゆる被害を、原状復帰の原則に沿って完全に賠償することに関する請願
請願者 東京都日野市 田中香 外千四百三十五名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一一〇四号と同じである。

第一一〇六号 平成二十六年四月七日受理
原発事故によるあらゆる被害を、原状復帰の原則に沿って完全に賠償することに関する請願
請願者 京都市 岡本和典 外千四百三十五名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第一一〇四号と同じである。

第一一〇七号 平成二十六年四月七日受理
原発事故によるあらゆる被害を、原状復帰の原則に沿って完全に賠償することに関する請願
請願者 東京都練馬区 布田佳子 外千四百三十五名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一一〇四号と同じである。

第一一四三三号 平成二十六年四月八日受理
教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願
請願者 岡山市 関玲恩 外九千九百九十九名

紹介議員 谷合 正明君
この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

平成二十六年五月二日印刷

平成二十六年五月七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A